

第 2 2 6 回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和 6 年 4 月 9 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

このたび、以下のとおり開催した第 2 2 6 回独占禁止懇話会について、議事概要を取りまとめましたので公表します。

- 1 日時 令和 6 年 3 月 8 日（金） 1 4 時 0 0 分～ 1 6 時 0 0 分
- 2 場所 公正取引委員会 大会議室
（一部の会員については、オンライン方式で参加）
- 3 議題
 - 適正な価格転嫁の実現に向けた取組
 - 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定案
 - 電力分野における実態調査（卸分野）
 - 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心として－
- 4 議事概要
各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出されました。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については以下の URL から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 電話 03-3581-5476（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp/

（「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答）

1 適正な価格転嫁の実現に向けた取組

- 価格転嫁の特別調査について、例えば、取引年数の長短と転嫁の割合の高低の関係など、調査の過程で分かったことがあれば御教示願いたい。
- 調査において、エネルギーコストや原材料費については転嫁できるが、労務費の転嫁が難しいという声が多くあった。このことは課題の一つであると認識しており、今回、労務費の転嫁にフォーカスした指針を示した次第である。なお、今回取引年数に着目した調査は行っていない。
- 多重下請構造についてお話があったが、メーカーが問屋に販売する段階では値上げができて、末端の問屋が小売事業者販売する際に、商品によっては小売事業者の目玉商品にされて値上げができないなど、末端事業者まで価格転嫁が浸透していない事例を目にするため、その辺りの実態について、もっと深く調査してほしい。
- 今回は具体的に紹介しなかったが、事業者団体に対し自主点検をお願いしているところ、価格転嫁の取組を行っていないという回答の割合が卸や小売で非常に高くなっている。この点について一生懸命働きかけを強めていく必要があると認識しており、現在、事業者団体と共に取り組んでいるところである。
- 日本経済団体連合会として、原材料費・労務費の上昇分を含めたコストや付加価値の適正な価格転嫁を慣習として社会に定着させ、社会的規範として確立していく取組を進めており、3点紹介したい。
- 1 点目に、パートナーシップ構築宣言の公表及び実効性の向上を従来から引き続き呼びかけている。本年3月1日時点で、会員企業約1,560社のうち838社が宣言を公表している。
- 2 点目に、日本経済団体連合会の憲法ともいうべき企業行動憲章を改定し、パートナーシップ構築宣言の趣旨を憲章本体の内容に盛り込む方向で検討している。
- 3 点目に、本年1月16日に、本年の春季労使交渉協議における経営側の基本的な方針である「2024年版経営労働政策特別委員会報告」を公表し、本年1月17日には日本商工会議所、経済同友会と3者連名で、「構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて～価格転嫁など取引適正化の推進～」を公表した。両文書では労務費指針を踏まえ、各企業に対し取引適正化に向けた積極的な対応を求めている。
- 日本経済団体連合会としては、公正取引委員会を含め多くの関係者と協力して、今後とも競争の遵守、適正な取組の徹底を通じて大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築してまいりたいと考えている。
- 労務費指針においては、発注者・受注者双方にとっての行動指針としてそれぞれが採るべき行動について記載されているところ、特に発注者においては、受注者が価格交渉を持ち出

さなくても、発注者からも価格交渉の提案をするという点等が、これまでの行動様式と全く異なるため、何をしてもよいか分からない発注者も出てくると思う。そのため、本当の意味で労務費指針の内容を定着させるため、労務費指針が価格交渉の実態に沿っていない点がないか調査し、実態に沿った内容に修正していくべきではないか。

→ 労務費指針には、価格転嫁に意欲的な企業の取組をベストプラクティスとして提示している。実際にそのような取組を実践している企業があるため、実践すべき取組として労務費指針で提示しているものである。

他方、価格転嫁の取組においてトップランナーの企業をモデルにして労務費指針に記載しているところもあるため、実際に労務費指針を実践していくに当たりどのような課題があるのかという点は、調査の方でもしっかりと酌み取ってまいりたい。

○ 中小零細企業の方々が分厚い書類を読んで、それを踏まえた価格転嫁の交渉ができるかという点で難しいので、大部ではなく分かりやすい資料作成を心掛けていただきたい。

→ 公正取引委員会として、価格交渉の申込みのフォーマットを示して、これをもって価格交渉に臨めるように工夫しているほか、日本商工会議所や中小企業庁においてパンフレットを作るなどの取組を行っているが、これらがいかされて初めて意味があるので、引き続き対応していきたい。

○ 受注者側が、仮に値上げを申し出たいがそれすら叶わない状況であれば大変問題であると思うが、調査をして感触はいかがか。

→ 労務費指針を作るにあたっての特別調査において、情報サービス業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、不動産取引業については、労務費の上昇を理由とした価格転嫁の要請ができていないという受注者が非常に多くなっている。一方、情報サービス業と技術サービス業において、受注者側が価格転嫁を要請できていない割合は過半数を占めるものの、要請した受注者においてはよく転嫁できているという実態があることが分かった。そのため、まずは要請や協議をすることがポイントであると認識しており、労務費指針によって協議ができるように努めたところである。

2 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定案

○ ガイドラインを迅速に見直していただき感謝している。

また、企業が特に懸念を示していた共同の設備廃棄、共同調達等について、生産数量等の競争上の重要な事項に係る制限行為であっても、海外からの輸入圧力、需要者からの競争圧力、隣接市場からの影響などによって独占禁止法上問題とならない場合が明示されたり、共同の取組に関し、競争者との情報交換を行うときの対応について具体例が盛り込まれたりしている等、企業からの意見等を積極的にガイドラインに反映している点について、評価している。

その上で、共同の取組の前段階としての一定の情報交換について、公正取引委員会の事前相談において可否を判断できることをガイドラインの中で明示いただけるとありがたい。

→ 情報交換については、業種等によって色々なパターンがあるため、一般的に問題ない事例を示すことが難しい面もあるが、更に考え方を示すことができないか、引き続き事業者から寄せられる相談等を踏まえ前向きに検討したいと考えている。

○ 気候変動対策の重要性が増すにつれ、それに向けた取組の実効性が問われているところ、脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化について、温暖化対策推進法や省エネ法に基づく算定方法を明示している点は評価できる。客観的な表示についてルールを示すことは、消費者にとっても非常に有効であると考えている。ただし、温室効果ガスの排出量の計算方法や算定の範囲等がそれぞれのガイドラインごとに異なることもあり、事業者によって算出のルールが異なることがあるので、事業者の情報公開の在り方についても点検していただければありがたい。

また、中小物流業者への優越的地位の濫用行為の想定例がガイドライン案に追加されているが、世界的な脱炭素の取組が進む中、例えばこの想定例以外にも、省エネ装置の導入や温室効果ガスの排出係数の小さい電力の調達などにおける優越的地位の濫用など、多様なケースが考えられるため、引き続き検討いただきたい。併せて、気候変動だけでなく、人権や生物多様性の取組といった社会的な取組が推進される中で優越的地位の濫用が引き起こされないよう、注意喚起・監視等が必要だと考えている。

→ 1点目について、脱炭素効果に関し、公正取引委員会だけでは専門性が不足しているため、引き続き他省庁との連携を強化しつつ、公正取引委員会でも脱炭素効果の正確性等について一定の確認ができるような形で取り組んでまいりたい。

2点目について、物流・サプライチェーンの問題についても重要な点だと認識している。御指摘いただいたとおり、中小物流業者の事例以外についても、具体的な事例が発生又は懸念される場合は、しっかりと対応しながらガイドラインの見直しを進めてまいりたい。また、SDGsの目標についてもガイドラインを適用できる可能性がある旨記載しているところ、この点も引き続き検討を進めてまいりたい。

○ ガイドラインの改定案では、生産数量や販売価格などのハードコアの競争制限が独占禁止法上問題にならないことも、一定の条件付きではあるが、示されている。地球温暖化対策や人権保護、ディーセント・ワーク等のSDGsの取組は重要であるが、だからといって独占禁止法が無条件に緩和されることに懸念があるため、ガイドライン改定に対して慎重な検討が必要であるとする。

その上で、ガイドライン改定案の想定例の記載について、どれほど現実味があるのか疑問がある。想定例は事業者との意見交換や検討を経て作成されたものなのか、あるいは頭の中で想定した事例なのか。

→ 公正取引委員会としても、まず競争をしっかり確保することが大事だと思っている。ガイドラインは、基準の緩和ではなく明確化であり、競争をしっかり維持した上で、事業者に必要な取組を進めていただくべくガイドラインを作成している。

想定例については、事業者からの要望や意見を反映し、具体的な事実関係に即したのものもあるが、まだ具体的な取組が進んでいない段階であり、ある程度想定して記載した事例も存在する。今後、具体的な相談事例が増えれば、できるだけ事実に基づいた内容に変更してまいりたい。

○ GX の取組を進めるに当たり、競争をすべきか共同して連携していくのかというのが特に企業にとって非常に悩ましいため、公正取引委員会が率先してガイドラインという形で判断基準を示していること、また、今回改定によって中身がより充実したものになったことについて、よかったと思っている。昨年ガイドラインが公開されてから、相談件数はどれくらいあったのか。また、相談事例の中にはガイドラインの精度を高めることに寄与するような相談はあったのか。

→ 相談件数について、昨年グリーンガイドラインを公表して以降、GX の事案については十数件程度の相談が寄せられている。

相談の中身については、まだ取組が定まっていない事案もあった一方で、詳細な相談が寄せられ、今回のガイドライン改定に反映したものもある。

○ このガイドラインの存在が社会に浸透し、相談事例が集まって、より実効性の高いガイドラインになることを期待している。また、グリーンの取組にとどまらず、例えばサステナビリティという観点から事業者間の連携が求められる社会情勢になるかもしれず、競争プラスアルファの考え方が浸透していくとよいと考える。

○ グリーンの競争政策は、諸外国・地域ではどのようなになっているのか。諸外国・地域との整合性を取らないと、国・地域間の競争力に差が生じる問題につながるため、お聞かせいただきたい。

→ ヨーロッパでは、ガイドラインの策定が進んでおり、基本的には日本もヨーロッパと同様の考え方で同様の取組を進めているところである。

アメリカでは、まだ競争当局において明確な動きは出てきていない状況である。

アジアでは、シンガポールやオーストラリアをはじめ、各国でサステナビリティに関する議論や取組が進んでおり、公正取引委員会としても、日本企業が予見可能性、透明性をもって事業を進めていただけるようにするためにも、先導的な役割を果たしていきたいと考えている。

3 電力分野における実態調査（卸分野）

○ 旧一般電気事業者と新規参入した新電力には非常に大きな力の差があるため、引き続きこのように監視や検証をしていただくことは非常に重要だと思う。カルテル問題を機に、電力・

ガス取引監視等委員会と公正取引委員会の間でも問題意識の共有が進んだのではないかと考えており、継続的な取組を期待する。

その上で、旧一電発電・小売間の既存の長期契約について、現時点から遡って解除させることは難しいと理解しているが、電力自由化の環境として問題が大きいと思うので、長期契約満了時にきちんと対応すべきと考える。

また、電力市場が非常に乱高下している中、小売事業者は安定的な経営のために相対契約を増やしていく状況にあるのではないかと考えるため、相対契約における契約条件の非対象性に着目いただいた点は非常に重要だと思う。

さらに、報告書そのものへの意見ではないが、経済産業省は電力供給の安定性のために様々な制度設計をしていると思うところ、そうした制度について、競争環境の視点から検証することも必要だと考えており、公正取引委員会には期待している。

→ 最後の御提言について、カーボンニュートラルへの移行に伴い、新しい技術を導入した発電も大事になってくると考えている。今回行った卸分野の調査と同様、発電分野についても、より競争的な手法や技術中立性が確保された制度設計をされているかという観点で注視してまいりたい。

○ 新電力も容量拠出金を支払っているということを根拠にして、新電力の既存電源へのアクセスの機会が確保されるべきとの記載があるが、アクセスする機会は具体的に何割程度認められてしかるべきと言えるのか。

また、発電分離した旧一電について、新電力は旧一電小売の余剰分を卸してもらっているとのことだが、旧一電小売から新電力に卸される価格と、旧一電小売が需要者に供給する価格の差について、例えば逆ざやが生じていないのか。

加えて、発電分離した旧一電について、新電力が旧一電の発電部門から直接電力の供給を受けることができるようにすることが競争政策上望ましいとあるが、旧一電の発電部門と販売部門は実質的には一体化したままなので、難しいのではないかと。そのため、発電分離については、法的分離だけでなく所有分離まで踏み込まないと、期待外れに終わってしまうのではないかと。

→ 1点目について、容量市場という形で小売事業者等からも費用を負担させている以上、アクセス機会が完全にブロックされることは正当化されないと考えている。供給量には制約があるため、アクセスする機会について具体的に何割までと申し上げることは難しいが、経済産業省が行っている内外無差別という取組にあるとおり、旧一電発電が自社グループに優先的に配分するというのではなく、旧一電小売も新電力も同じ条件で交渉できる形で取引機会が確保されることが大事である。

2点目について、逆ざやになっているかどうかは今回の調査で把握できていないが、仮に逆ざやになっていて、その結果、そのエリアの新電力の事業活動が困難になるおそれがあるというようなことがあれば、独占禁止法上問題になる可能性が出てくる。

3点目について、御指摘いただいた点は、公正な競争環境の確保が進まない場合には、そのような考え方もあり得ると思う。

- 2022 年度に電力の卸売価格が急騰し、非常に大きな社会問題になった。2023 年度は歴史的な猛暑であり、また、東日本においては原発の再稼働がなかった状況下で、需給がひっ迫し 2022 年度同様価格が急騰すると考えられたが、卸売市場の価格が全く急騰せず、2022 年度の 10 分の 1 の価格にしかならなかった。この理由について、従来の常識で考えていたこととは異なる大きな地殻変動が起きているのかどうか、何か感じていることはあるか。
- 2022 年度に価格が急騰した理由の解明については、公正取引委員会の役目ではないと考えられ、供給能力が足りていたといわれる中で価格が急騰した理由については分析していない。

- 現在、石炭から再生可能エネルギーに代替していくカーボンニュートラルの取組が進められており、価格の変動・不安定さにおいてはこれまでとは非常に異なる次元の市場環境になっているのではないかと。その意味で、相対取引や長期契約といった電力供給が安定した環境下における視点だけではなく、電力市場でどのような構造変動が起きているのか等も踏まえ、もう少し幅広い視点に立って、どの段階の競争に焦点を当てるのが最もクリティカルになるのか検討しながら今後も調査を進めていただきたい。例えば、ドイツは電力自由化が進んでいるところ、2022 年は小売企業の赤字化が顕在化し、結局国有化されていると聞く。また、ドイツは電力自由化に伴い、地域独占化が進んでいる。このように、競争が複合的な状態として現れている実態があるため、価格も非常に重要な視点であるが、交通の EV 化等に伴う公共インフラとしての電力の安定的な供給の問題も含めて議論していくことを、今後の課題としていただきたい。

- 海外の状況も含め、視野を幅広く持ちながら電力業界を注視してまいりたい。

- 電力は、普通の商材と異なり、完全自由化するなら安定供給責任を誰が持つのかを決める必要があったのではないかと。電力は普通の商材と違って幅広い観点から見る必要があるところ、電力以外の他の政策目的も含めてある程度融合して議論していかないといけない分野であると考えている。経済産業省が自由化の検証に取り組んでいるが、公正取引委員会としてもこれに意見を出す等の予定はあるか。

- 現在、電力システム改革から 5 年後に向けた検証が始まっており、1 年かけてこれまでの電力自由化のメリット及びデメリットについて、競争政策やその他の政策目的の観点からも、広く議論していくと承知している。議論の中で今回の報告書も活用いただき、資源エネルギー庁の政策として最終的な制度設計をどのようにするのか検討するにあたっての一助になればよいと考えている。

4 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド ーカルテル・談合への対応を中心としてー

- 資料のスライドには、内部監査部門でメール等のキーワード検索を行う形で監査を行う旨の記載があるが、ガイド本文において、AI を活用した監査の事例等の情報は記載されているのか。
- ガイド本文ではメール等のキーワード検索等について説明しているものの、AI を使った検索等についてまでは紹介していない。ただ、企業のそうした先端的な取組については今後調査をして、ガイドに反映させてまいりたい。

以 上

（文責：公正取引委員会事務総局）